

同

戸沢村

4 山形県公報

平成30年9月21日(金) 第2980号

毎週火・金曜日発行

目	次
\vdash	レヽ

		告	示				
	法による救助の実施						
○有害図書	類の指定			(若者活	5躍・男女‡	共同参画部	果) …920
○指定居宅	サービス事業者の指定…		(村山総合	合支庁地域領	建康福祉部	果) … 同
	予防サービス事業者の指						
○指定介護術	療養型医療施設の指定の	辞退	(同) … 同
○障害者の	日常生活及び社会生活を	総合的に支援するた	めの法律による指	定障害福	晶祉サービス	ス事業者の	
指定			(最上総合	含支庁地域仍	R健福祉 書	果) … 同
○障害者の	日常生活及び社会生活を	総合的に支援するた	めの法律による指	定障害福	晶祉サービス	ス事業者の	
	る事業の廃止						
	病発生の届出						
	改良事業の施行に伴う工						
○道路の区域	域の変更		(置	:賜総合支	支庁西置賜類	建設総務認	果) … 同
		内水面漁場管3	甲季昌会関係				
		指	示				
○県内の河	川、その支流及び小支流	におけるあゆの採捕	i 禁止				923
		公	告				
○県営住宅	入居者の一般公募				(置賜総合才	支庁建築 訓	果) … 同
	契約に係る落札者の公告						
							
		<u>告</u>					
山形県告示第6	698 号						
災害救助法	(昭和22年法律第118号)	第2条の規定によ	り、平成30年8月	30日から	発生した大	て雨により	県民の生
命又は身体にク	危害を受けるおそれが生	じた次の市町村の区	国域内において同月	31日から	っ同法に基へ	づく救助を	と行うこと
とし、同法第1	13条第1項の規定により	当該救助の実施に関	する事務の一部を	当該市町	丁村長が行う	うこととし	ンた。
平成30年							
			山形県知事	吉	村	美栄	子
新庄市	市						
最上	郡最上町						
同	舟形町						
同	真室川町						
同	大蔵村						
同	鮭川村						

山形県告示第699号

山形県青少年健全育成条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有 害な図書類として指定する。

平成30年9月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

(図 書)

指定 番号	題 名	図書コード等	発 行 所 等	指定の理由
775	まんが理不尽すぎる現実 異常な国ニッポンもうウンザリ!	53455-37	株式会社コアマガジン	著しく青少年の 性的感情を刺激
776	まんが最狂 悪の実話ドキュメント	53455-40	株式会社コアマガジン	し、その健全な 育成を阻害する
777	週刊実話ザ・タブー 9月8日号	20327-9/8	株式会社日本ジャーナル出版	おそれがある。
778	別冊メンズゴールドセレクション 1 もっとたまらないHな体験教えます	50456-46	株式会社リイド社	
779	まんが不幸な人 無限地獄	53455 — 36	 株式会社コアマガジン 	
780	ビーナス♥リゾート!~彼女の水着を脱がせたら ~	53455-38	株式会社コアマガジン	
781	その笑顔に僕の欲求は限界突破しそうです♥	53455-42	株式会社コアマガジン	
782	隣の美人妻が激しいエッチ!	51558-48	株式会社メディアックス	
783	週刊漫画ゴラク増刊 6/25号	20559-6/25	株式会社日本文芸社	
784	本当にあった たまらない話	50456-48	株式会社リイド社	
785	臨増ナックルズDX vol.12	68520-09	ミリオン出版株式会社	著しく青少年の 犯罪又は自殺を
786	実話時代 9月号	15183-09	三和出版株式会社	誘発し、又は助
787	実話ナックルズ 月刊 9 月号	04877 — 9	ミリオン出版株式会社	長し、その健全 な育成を阻害す るおそれがあ
788	実話ナックルズ SPECIAL 2018夏	68520-10	ミリオン出版株式会社	る <i>あそれかめ</i> る。

山形県告示第700号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定し た。

平成30年9月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の	事業所の名称及び所在地		— F. Z	スの種	 指定年月日		
名称又は氏名	事来// ¹	サービスの種類			3.75E	1日足平万日	
医喉外上数感 人	デイサービスセンター馬見ヶ崎	诵	교	介	護	平成30.	0 16
医療法人敬愛会	山形市桧町一丁目17番23号	進	所	2)I	丧	平成30.	8. 10

社会福祉法人恩賜財団済生会 支部山形県済生会	フローラさいせい訪問リハビリテーション 山形市沖町79番地の1	訪問リハビリテー ション	同	8. 23
------------------------	------------------------------------	-----------------	---	-------

山形県告示第701号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年9月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部山形県済生会	フローラさいせい訪問リハビリテーション 山形市沖町79番地の1	介護予防訪問リハ ビリテーション	平成30. 8.23

山形県告示第702号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成30年9月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定介護療養型医療施設の開設者の	指定介護療養型医療施設の名称	サービスの種類	辞退の効力
名称又は氏名	及び所在地	リーころの種類	発生年月日
医療法人東北医療福祉会	山形厚生病院	介護療養施設サー	ਲਾਜੇ≎0 0 1
	山形市大字菅沢字鬼越255番地	ビス	平成30. 9. 1

山形県告示第703号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年9月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	指定年月日	
社会福祉法人友愛の里	最上就労定着支援事業所	************************************	₩#20 0.10	
新庄市大字仁間字野際285番地	新庄市大字仁間字野際285番地	就労定着支援	平成30. 9.10	

山形県告示第704号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年9月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人ちっちゃな	就労移行支援事業所ちっちゃな町工		
町工場	場	就労移行支援	平成30. 9.30
米沢市福田町一丁目3番69号	米沢市福田町一丁目3番69号		

山形県告示第705号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成30年9月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

家畜伝染病 の 種 類	家畜の種類	患畜、患 畜	疑似の別	頭	数	発	生	場	所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患	畜	1	L	西置賜	郡飯豊町大字海	忝川3520番±	地の1	平成30. 9.12

山形県告示第706号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成30年9月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

事	業	名	地		区	名	工事完了年月日
経営体育成	基盤整備事業	(緊急支援型)	天	童	地	区	平成28年3月10日

山形県告示第707号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成30年9月21日から同年10月5日まで縦覧に供する。

平成30年9月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
長井市時庭字仲道北316番5から 同 まで		旧	28.7 メートル く 27.7	4	メートル
同	上	新	27.7 メートル く 27.6	同	上

内水面漁場管理委員会関係

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。 平成30年9月21日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 國 方 敬 司

次の各号に掲げる区域において、平成30年10月4日から同月10日までの間は、あゆを採捕してはならない。ただし、山形県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び山形県が試験研究又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給のために行う採捕については、この限りでない。

- (1) 最上川水系に属する河川の区域(最上川の寒河江市内平塩橋下流端の下流500メートルから上流の区域並びに当該区域において合流する支流及び当該支流に合流する小支流を除く。)
- (2) 最上川水系又は荒川水系に属する河川の区域以外の区域

公 告

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のと おり行う。

平成30年9月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

	摘要		直角車	軍人可				直角直				巨角浦	巨角東		
费		8 の 2 寸月 家 相 る 領 当 額													
	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	月 46,300	37, 700	37,700	33, 000	51, 400	25, 600	26, 600	26, 600	27, 500	30, 400	42, 900	44, 400	44, 400	50,000
毎回	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	40,100	32, 700	32, 700	28, 600	44, 500	22, 200	23, 000	23, 000	23, 800	26, 400	37, 200	38, 500	38, 500	43, 300
	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	35, 100	28, 600	28, 600	25,000	39, 000	19, 400	20, 100	20, 100	20,800	23, 100	32, 500	33, 700	33, 700	37, 900
		31,100	25, 300	25, 300	22, 200	34, 600	17, 200	17, 900	17, 900	18, 400	20, 500	28,800	29, 800	29,800	33, 600
※		四 27, 200	22, 200	22, 200	19, 400	30, 200	15,000	15, 600	15, 600	16, 100	17, 900	25, 200	26, 100	26, 100	29, 400
	収入が 104,000円 以下の者	23,600	19, 200	19, 200	16,800	26, 200	13,000	13, 500	13, 500	14,000	15, 500	21,800	22, 600	22, 600	25, 400
	区	— 般用	特定目的用 (高齡·身障者用)	一般用	恒	匝	匝	匝	恒	匝	恒	匝	匣	恒	匝
4	公厅条数	1	1	1	က	1	က	2	2		2	П	23	1	П
容	1戸当たり 住戸専用 面 積	平方メートル 74.0	60.3	60.3	61.0	75.6	54.6	55.7	55.7	55.7	58.0	68.2	68.8	68.8	75.4
箱	住宅形式	3 D K	2 D K	恒	3 D K	匝	匣	巨	匝	匝	匝	匣	恒	恒	叵
	所在地	米沢市太田町五 丁目1-10	直	匝	同 春日五丁 目 2 - 43	匝	同 中田町 901-2	世	Ш	同 通町八丁 目 2-95	同 成島町三 丁目2-96	同 中田町 658-3	匝	Ш	匝
	名	県営太田町アパ ート1号	同 2号	匸	同 春日アパー ト2号	回 3 号	同 中田第2ア パート1号	同 2号	Ш	同玉の木アパート	同 成島アパー ト1号	同 中田第1ア パート1号	同 2号	Ш	旦

巨有東			但 有熏			恒有東	
50, 200	50, 200	31, 100	38, 200	27, 100	34, 100	38, 000	
43, 500	43, 500	27, 000	33, 100	23, 500	29, 500	32, 900	
38, 100	38, 100	23, 600	28, 900	20, 500	25, 800	28,800	
33, 700	33, 700		25, 600	18, 200	22, 900	25, 600	
29, 500	29, 500	18, 300	22, 400	15, 900	20, 000	22, 300	
25, 600	25,600	15,800	19, 400	13,800	17, 300	19, 300	
匝	111	恒	特定目的用 (高齢・身障者用)	一般用	冝	恒	
1	П	2		2			
75.4	75.4		57.2	58.0	64.2	67.4	
旦	匝	恒	2 D K	3 D K	恒	匣	
匣	叵	南陽市三間通 1229-1	同 室内352 -3	東置賜郡高畠町 大字高畠695- 12	同 福沢南21-2	同 川酉町 大字中小松3017 -1	
同 5号	匝	同 核木アパー ト2号	同 関ロアパー ト1号	同 大町アパート	同 糠野目第2アパート	同能な北アパート	

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。
 - イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (4) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法 (大正12年法律第48号) 別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法
 - (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
 - (2) 募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。
- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成30年10月1日から同月5日までの午前10時から午後5時まで ただし、郵送の場合は、平成30年10月5日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成30年12月上旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年9月21日

山形県立中央病院長 細 矢 貴 亮

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 内視鏡システム(主契約)賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 平成30年9月5日
- 4 落札者の名称及び所在地 東京都新宿区西新宿一丁目22番2号 ティーメディクス株式会社
- 5 落札金額 1件当たり4,276.8円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成30年7月27日

